

第1節 基本方針

1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取組を進める「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、循環型社会の形成を推進することを基本とします。

また、本県では、恵まれた交通基盤や瀬戸内海沿岸部に広がる臨海工業地帯等の地域特性及び基礎素材型産業の集積等の産業特性を最大限に活用し、次に示す基本的な柱による取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

県民総参加による3Rの推進

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

処分しなければならない廃棄物については、排出者責任を原則として、適正処理を推進します。

廃棄物の適正処理体制の確保

廃棄物の適正処理体制や広域処理体制の確保を図るとともに、役割分担の明確化と連携を進めます。

循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

地域における各主体の連携・協働のもと、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、循環型社会を担う「人づくり・地域づくり」のため、環境教育・環境学習を推進するとともに、効果的な情報の提供や実践活動等の取組を推進します。

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

災害時に適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を行うため、県民、事業者、関係団体、行政等が連携・協働した適正処理体制の確保を図ります。

2 施策展開の基本方針

(1) 県民総参加による3Rの推進

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、県民・事業者・行政等の適切な役割分担の下で、廃棄物の3Rの優先順位を考慮した取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

中でも、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）については、生産・流通など消費前の段階における対策が効果的であり、社会経済システムに起因する問題として、国が積極的に法令や制度等に基づく対策を講じていくこととされていますが、県民や事業者等が制度等に基づく取組や自らできることを実践し、また、地域で連携・協働して取り組むことも極めて効果的です。

また、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）については、消費・廃棄・処理など消費後の段階における対策が効果的ですが、再使用できないものを再生利用する等、優先順位を考慮して、県民や事業者等が自発的に取り組むことはもとより、県や市町が実施する施策等に積極的に協力することも重要です。

こうした県民総参加による2Rを優先した3Rの取組を推進します。

① 廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）

事業者は、排出者処理責任と拡大生産者責任の原則の下、製品等の開発段階における長期間使用可能な製品等の設計・開発、製造段階における原材料等の使用量の削減や廃棄物の減量化、流通・販売段階における容器包装の抑制などの取組を進めます。

県民は、今後予測されている人口減少等に伴う戸別人員減により、1人当たりのごみ排出量が増加する傾向があることも考慮し、「今必要な商品・材料かをよく考えて購入する」、「使い捨ての製品や容器等はなるべく使用しない」、「購入した製品等を大事に長期間使用する」、「期限のある食材等は無駄にせず有効利用する」、「レンタル商品を活用する」などの取組を進めます。

② 再使用（リユース）

事業者は、使用済製品等を回収し、修理・加工等を行って再度製品として市場に供給するなどの取組を進めます。

県民は、リターナブル製品の積極的使用、フリーマーケットやリサイクルショップへの出品、他人への譲渡など、廃棄物として排出せず、製品等が再使用される取組を進めます。

③ 再生利用（リサイクル）

○ 廃棄物からの物質回収（マテリアルリサイクル）

事業者や県民は、再使用できないものは廃棄物として適切に分別して排出し、市町や処理業者は、廃棄物の収集・処理において、資源循環を考慮した物質回収等を進めます。

○ 廃棄物からのエネルギー回収（サーマルリサイクル）

市町や処理業者は、物質回収が技術的・経済的に困難な場合は、環境に配慮した焼却処理を行い、熱（温水）や電気としてエネルギーの回収・利用を進めます。

④資源循環型産業の育成支援

本県の主要な産業である化学、石油・石炭、セメント、鉄鋼等の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャルを活用し、これまで進めてきたごみ焼却灰や廃プラスチック類のセメント原燃料化等の先進的な取組を、今後一層促進するとともに、新たな技術開発や設備の導入に対する支援等により、資源循環型産業の育成・強化を図ります。

また、「やまぐちエコ市場（いちば）」により、廃棄物に関連する事業者情報、行政情報等を盛り込んだデータベースを活用して、事業者間の情報交換や連携・交流を促進するとともに、掲示情報に関心を持つ事業者のマッチングや、事業化チームの育成等を促進します。

⑤低炭素社会と自然共生社会とも統合した「持続可能な循環型社会」の構築

循環型社会と低炭素社会の形成を推進する取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、双方の取組の連携による相乗効果が最大限に発揮できるよう、統合的な対策をさらに進めます。

また、資源の採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に努めるため、人と自然との共生にも配慮した取組を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

再使用や再生利用が困難な廃棄物については、環境への負荷が極力少ない方法で、安全かつ適正な処理を進めます。

また、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理が、県民の廃棄物処理に対する不安や不信感を増大させる要因となっていることから、不適正処理防止対策を強化します。

(3) 廃棄物の適正処理体制の確保

①廃棄物の適正処理体制の確保と公共関与による広域処理体制の推進

県は、生活環境の保全と産業の健全な発展を推進するため、適正な処理体制の確保を図ります。

特に、産業廃棄物最終処分場の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」による事前協議や、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準や設置者の経理的基礎等の能力についての専門家による事前審査を行い、厳正に対処することで、県民の安心・安全の確保に努めます。

また、事業者による廃棄物の処理責任の原則の下で、優良産廃処理業者の育成支援や適正な処理施設の整備を促進しますが、民間の事業者による整備が進まない最終処分場については、東見初処分場と新南陽処分場の2か所の広域最終処分場での県内全域からの受入による適正処理体制を確保するとともに、産業廃棄物の排出・処理状況、民間処分場の設置状況、既設公共関与広域最終処分場の埋立状況、県内への企業進出等による新たな処分需要等を踏まえ、最終処分場確保の必要性等を十分に検討し、公共関与による後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

②役割分担の明確化と連携の推進

県民、事業者、行政等の各主体の役割を明確にした上で、互いに連携・協働して、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

さらに、大学・研究機関、近隣都市とも連携・協力し、リサイクル等の環境関連技術や情報等の共有化などにより、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

(4) 循環型社会を目指す人づくり・地域づくりの推進

循環型社会を担う人づくりのために、県民が日常生活において、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルなど、環境に配慮した取組を実施し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育・環境学習を推進します。

また、廃棄物の3Rや適正処理を推進するためには、事業者、行政等の取組はもとより、県民の廃棄物に対する理解と協力が不可欠であるため、県民に対して積極的な情報提供や普及啓発に努めます。

さらに、循環型社会の形成のためには、県民、事業者、関係団体、行政等が地域において連携・協働し、各主体の自主的・積極的な取組を進める地域づくりも重要であることから、ごみ減量化や環境美化等の県民総参加による県民運動への参加を促進します。

(5) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

災害時における廃棄物処理について、平時の備えから南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時の措置に至るまで、適正で切れ目のない対応が行われるよう、県民、事業者、関係団体、市町、関係県及び国等と連携・協働した適正処理体制の確保を図ります。

第2節 将来予測

1 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったごみ総排出量の将来予測は、図3-2-1のとおりです。また、処理量の将来予測は表3-2-1のとおりであり、現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、平成27年度（2015年度）の総排出量は539千トン（平成25年度（2013年度）と比較して2.6%減）、資源化量は175千トン（同：7.1%増）、最終処分量は35千トン（同：24.8%減）、また、平成32年度（2020年度）の総排出量は517千トン（同：6.6%減）、資源化量は167千トン（同：2.2%増）、最終処分量は33千トン（同：28.2%減）と変化することが予測されます。

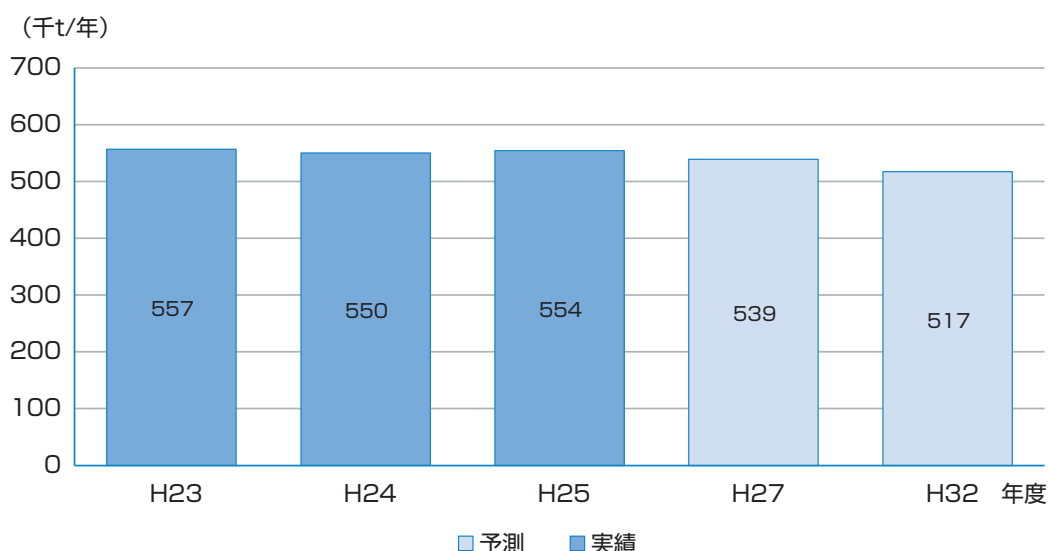


図3-2-1 ごみ総排出量の将来予測

表3-2-1 ごみ処理量の将来予測

(単位：千t/年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
総排出量	553.9	539.1	△ 2.6	516.6	△ 6.6
資源化量	163.0 (29.5%)	174.6 (32.4%)	7.1	166.6 (32.3%)	2.2
直接資源化量	35.5	34.4	△ 3.2	32.9	△ 7.3
処理後資源化量	112.6	125.3	11.3	119.4	6.1
集団回収量	14.9	14.9	0.1	14.3	△ 4.1
減量化量	344.7	329.7	△ 4.2	316.7	△ 8.0
最終処分量	46.2	34.8	△ 24.8	33.2	△ 28.2
直接最終処分量	9.1	9.3	2.2	8.9	△ 2.1
処理後最終処分量	37.2	25.5	△ 31.3	24.3	△ 34.6

注) 資源化量の下段()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=資源化量/総排出量(%表示)
 増減率1 = [(B)/(A) - 1] × 100、増減率2 = [(C)/(A) - 1] × 100
 増減率の△はマイナスを示す。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) し尿

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったし尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測は、図3-2-2のとおりです。また、処理量の将来予測は、表3-2-2のとおりであり、現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、人口の減少とともに平成27年度（2015年度）が416千キロリットル（平成25年度（2013年度）と比較して8.9%減）、平成32年度（2020年度）が372千キロリットル（同：18.7%減）と減少し、処理量では、平成27年度（2015年度）が412千キロリットル（同：8.8%減）、平成32年度（2020年度）が369千キロリットル（同：18.4%減）と、公共下水道等の整備に伴って減少することが予測されます。

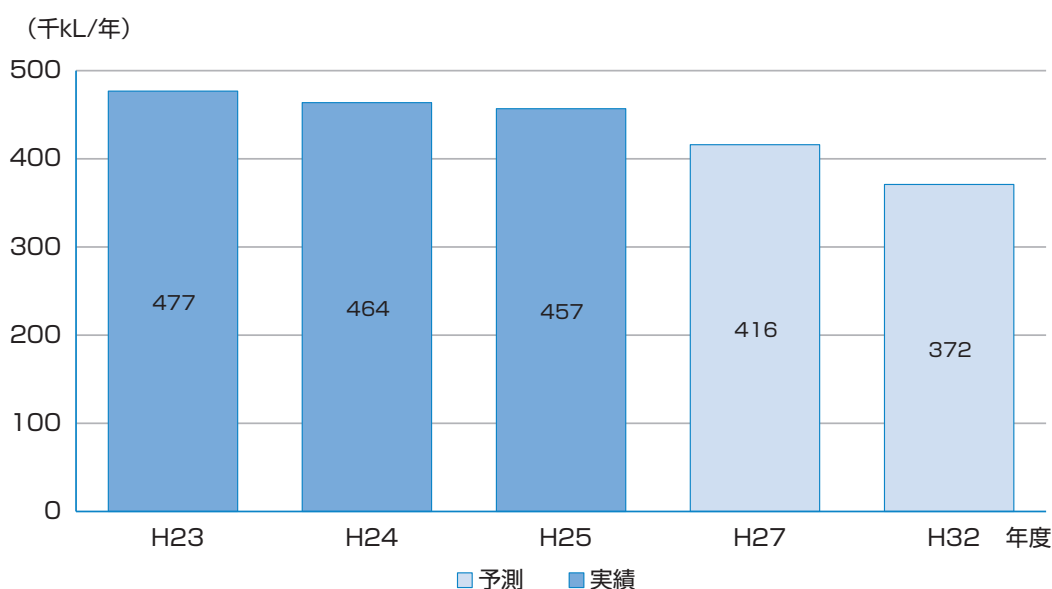


図3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測

表3-2-2 し尿処理量の将来予測

(単位：千KL/年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
排出量	456.7	416.0	△ 8.9	371.5	△ 18.7
し尿収集量	118.7	89.1	△ 24.9	78.8	△ 33.6
浄化槽汚泥収集量	333.1	323.0	△ 3.1	289.8	△ 13.0
自家処理量	4.9	4.0	△ 18.0	2.9	△ 41.1
処理量	451.8	412.0	△ 8.8	368.6	△ 18.4

注) 増減率1 = [(B)/(A) - 1] × 100、増減率2 = [(C)/(A) - 1] × 100
増減率の△はマイナスを示す

2 産業廃棄物の排出量及び処理量の見込み

実態調査結果及び経済予測指標（従業者数や製造品出荷額、元請完成工事高等）を基に行った産業廃棄物の排出量の将来予測は、図3-2-3のとおりです。また、処理量の将来予測は表3-2-3のとおりであり、業種ごとの現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、平成27年度（2015年度）の排出量は7,939千トン（平成25年度（2013年度）と比較して0.4%減）、再生利用量は4,405千トン（同：0.6%減）、最終処分量は333千トン（同：0.1%増）、また、平成32年度（2020年度）の排出量は7,898千トン（同：0.9%減）、再生利用量は4,384千トン（同：1.0%減）、最終処分量は333千トン（同：0.2%増）と変化することが予測されます。

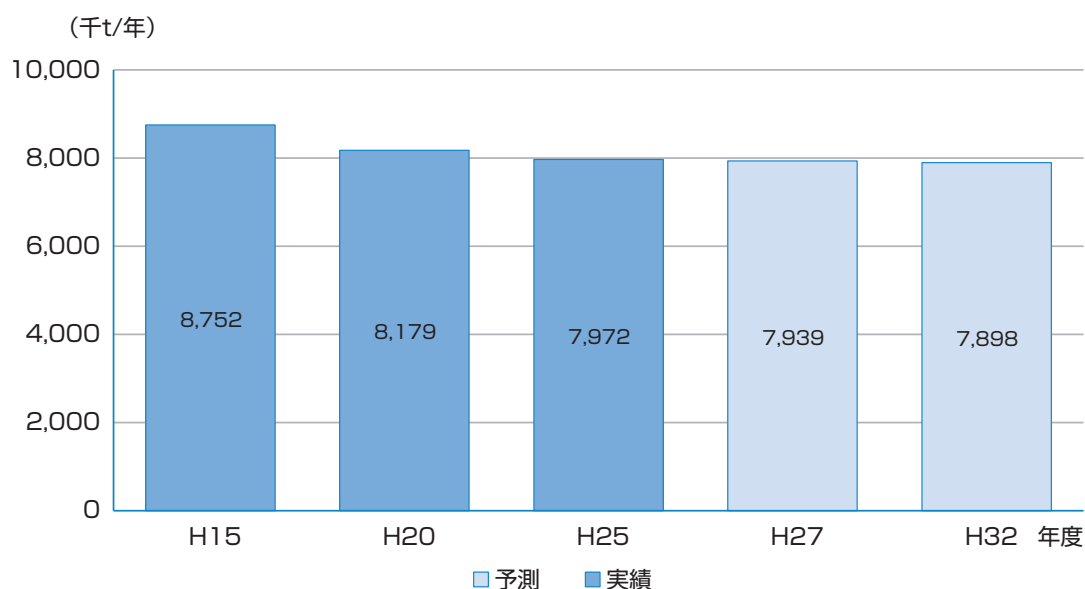


図3-2-3 産業廃棄物の排出量の将来予測

表3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測

(単位：千t/年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
排出量	7,972.4	7,939.1	△ 0.4	7,898.1	△ 0.9
再生利用量	4,430.5 (55.6%)	4,405.2 (55.5%)	△ 0.6	4,384.0 (55.5%)	△ 1.0
有償物量	954.2	934.3	△ 2.1	884.6	△ 7.3
直接再生利用量	89.8	89.8	0.0	89.6	△ 0.2
処理後再生利用量	3,386.5	3,381.1	△ 0.2	3,409.8	0.7
減量化量	3,209.2	3,201.1	△ 0.3	3,180.7	△ 0.9
最終処分量	332.4	332.6	0.1	333.2	0.2

注) 再生利用量の下段()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=再生利用量/排出量(%表示)
 増減率1 = [(B) / (A) - 1] × 100、増減率2 = [(C) / (A) - 1] × 100
 増減率の△はマイナスを示す

3 未利用資源に係る見込み

農山村・里地里山における稲わら・麦わら・粃殻、果樹せん定枝、竹材、間伐材、林地残材などのバイオマス資源については、それぞれの地域や事業所等において、堆肥や発電、熱エネルギーとして有効に活用する取組が進められています。

特に、森林バイオマスは発電所等において利活用され、天然資源や化石燃料等の消費抑制、二酸化炭素の排出抑制などに大きく貢献しています。

主な未利用バイオマス資源の利用量の目標（平成32年度（2020年度））は、表3-2-4のとおりです。

表3-2-4 主な未利用バイオマス資源の利用目標（平成32年度）

（単位：千t/年、湿潤重量）

区分	発生量	利用量	利用率
農作物非食用部	185	185	100%
林地残材	78	55	70%

（出典）「山口県バイオマス活用推進計画」及び「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

第3節 目標

第2節の将来予測や、第2次計画の目標に対する進捗状況、今後の施策展開等を踏まえて、27の項目について、本計画期間の最終年度である平成32年度（2020年度）の目標を新たに設定します。

なお、第2次計画の目標項目に、県民の取組成果が把握できる「県民及び3R県民運動に係る目標」は1項目削減し、2項目を新たに追加、「事業者に係る目標」は2項目削減し、新たに4項目追加、「行政に係る目標」は2項目削減し、新たに1項目追加します。

1 一般廃棄物の減量に関する目標【4項目】

- ◇総排出量を510千トン以下とする。
- ◇再生利用率（リサイクル率）を35%以上とする。
- ◇最終処分量を27千トン以下とする。
- ◇1人1日当たりの家庭排出ごみ量を520グラム以下とする。*

注）*家庭から排出されるごみのうち、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したものです。また、520グラムは、未開封の500mlペットボトル飲料1本分の重さに相当します。

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
総排出量	554千トン	510千トン
リサイクル率 (再生利用量)	29.5% (163千トン)	35% (179千トン)
減量化量	345千トン	304千トン
最終処分量	46千トン	27千トン
1人1日当たりの家庭排出ごみ量*	556g/人・日	520g/人・日

2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- ◇排出量を7,850千トン以下とする。
- ◇再生利用率（リサイクル率）を56%以上とする。
- ◇最終処分量を330千トン以下とする。

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
総排出量	7,972千トン	7,850千トン
リサイクル率 (再生利用量)	55.6% (4,431千トン)	56% (4,396千トン)
減量化量	3,209千トン	3,124千トン
最終処分量	332千トン	330千トン

注）リサイクル率=再生利用量/排出量×100

3 県民・事業者・行政に係る目標【20項目】

(1) 県民及び3R県民運動に係る目標【4項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
1人1日当たりの家庭排出ごみ量（再掲）	556 g/人・日	520 g/人・日
レジ袋辞退率	92.1%	92.5%
食品ロス取組協力店舗数	190店舗	300店舗
河川・海岸清掃活動参加人数	135千人	140千人
環境学習参加人数	54,139人	66千人

(2) 事業者に係る目標【11項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
優良産廃処理業者認定割合	3%	10%
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）	64事業所	100事業所
山口県認定リサイクル製品認定数（累計）	390製品	500製品
生ごみリサイクル量	10,611トン	45千トン
建設廃棄物のリサイクル率	95.6%*	96%
農業用使用済廃プラのリサイクル率	66%	80%
家畜排せつ物に由来する堆肥量	171千トン**	171千トン
県内のISO14001・EA21認定取得事業所数	336事業所	400事業所
森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材）	35,483トン	55千トン
バイオマス（発電）の導入	83,791kW	100千kW
バイオマス（熱利用）の導入	113件	148件

注）*平成24年度実績 **平成26年度実績

(3) 行政（県・市町）に係る目標【5項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
容器包装廃棄物の分別収集回収率	30.8%	41.7%
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率	59.3%	80%
県庁（本庁舎）から排出される生ごみリサイクル率	74%	75%以上
県庁におけるグリーン製品の調達割合	97.0%	グリーン調達ガイドに設定*
災害廃棄物処理計画の策定市町数	2市	19市町

注）*県における環境にやさしい物品（グリーン製品）等の購入指針として毎年度策定・公表している「グリーン購入ガイド」では、多肢にわたる製品毎に調達基準を明示して調達目標を設定